

## 鹿児島市街頭防犯カメラ設置費補助事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において鹿児島市街頭防犯カメラ設置費補助事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、鹿児島市補助金交付規則（平成9年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内会等 町内会、自治会等地域住民により組織された団体及び通り会、商店街振興会等商業又はサービス業を営むものにより組織された団体をいう。
- (2) 地区防犯団体連合会 鹿児島中央地区防犯団体連合会、鹿児島西地区防犯団体連合会及び鹿児島南地区防犯団体連合会とする。
- (3) 街頭防犯カメラ 道路等の公共空間を撮影対象とするもので、犯罪の抑止を目的として特定の場所に常設し、画像記録装置を有するカメラとする。（以下、「防犯カメラ」という。）

(交付の目的)

第3条 この補助金は、地域住民による防犯活動を補完し、安心安全なまちづくりを推進することを目的に、町内会等（以下「間接補助事業者」という。）が防犯カメラを設置する事業（以下「間接補助事業」という。）に要する経費に対して、地区防犯団体連合会（以下「補助事業者」という。）が当該経費の一部を助成する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費を補助するものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助事業の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、間接補助事業者が行う次の経費とする。

- (1) 防犯カメラ及びその録画装置等の機器の購入及び設置工事に要する経費
- (2) 防犯カメラの撮影を示す看板の設置に要する経費

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の額の2分の1以内の額とする。ただし、防犯カメラ1台につき200,000円を限度とする。

2 前項に定める補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第4条第1項第4号に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業収支予算書

- (2) 街頭防犯カメラ設置に係る事業計画書兼意見書（様式第1号）
- (3) 間接補助事業者が補助金交付の申請に際して提出する次に掲げる書類
  - ア 地域承認書
  - イ 設置計画書
  - ウ 補助事業収支予算書
  - エ 設置箇所及び撮影範囲を明記した図面
  - オ 業者からの設置費用見積書、カタログ等の資料
  - カ 設置する場所等の所有者等から、使用の許可が得られていることを証する書類
  - キ 町内会等の概要が分かる資料（団体規約、役員名簿等）
- (4) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の交付決定）

第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付を決定し、規則第7条の規定に関わらず、鹿児島市街頭防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査により、補助金を交付することが不相当と認めるときは、速やかに交付しない旨を決定し、申請者に通知するものとする。  
（補助金の交付の条件）

第8条 規則第6条第4項に規定する事項は次のとおりとする。

- (1) 防犯カメラを設置する場所は、犯罪の蓋然性の高い場所であること。
  - (2) 防犯カメラの設置は、地域住民の総意によるものであること。
  - (3) 鹿児島市街頭防犯カメラ設置費補助事業管理運用要領を遵守すること。
- 2 補助事業者が間接補助金（間接補助事業を行う者に交付する補助金。以下同じ。）を交付する場合には、間接補助事業者に対し、前項に規定した事項に加え、次の交付条件を付するものとする。
- (1) 間接補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業者の承認を受けなければならない。
  - (2) 間接補助事業を中止し、又は廃止する場合には、補助事業者の承認を受けなければならない。
  - (3) 間接補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないことその他の理由により間接補助事業を遂行することができない場合は、その全部若しくは一部を取り消し、または変更することができる。
  - (4) 条例及び規則（以下「法令等」という。）の定め及び間接補助金の交付の目的に従い、善良なる管理者の注意をもって間接補助事業を行わなければならない、間接補助金の他の用途への使用をしてはならない。
  - (5) 防犯カメラの補助金交付及び設置に係る書類を事業完了から5年間保管しておかな

なければならない。

(6) 防犯カメラ設置後、5年間については、補助事業者の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、破棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 補助事業者は、前項により付した条件に基づき、補助事業開始前に、間接補助金の交付手続きについての規程を定め、市長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(実績報告)

第9条 規則第14条第1項第3号に規定する書類は、次のとおりとする。

(1) 間接補助事業者が実績報告に際して提出する次に掲げる書類

ア 設置後の現況写真

イ 領収書又は請求書の写し（請求書の写しによる場合は、補助金の交付を受けた日から起算して30日以内に領収書の写しを提出するものとする。）

ウ 補助事業収支決算書

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は市長の命令若しくは指示に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、間接補助事業者が間接補助金の他の用途への使用をし、その他間接補助事業に関して法令等に違反したときは、補助事業者に対し、当該間接補助金に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前2項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

4 第7条の規定は、第1項又は第2項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 市長は、前項の返還を請求するときは、当該補助金受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95%の割合で計算した加算金を併せて当該申請者から徴収するものとする。

(関係書類の整備)

第12条 補助事業者は、防犯カメラの補助金交付及び設置に係る書類を事業完了から5年間保管しておかななければならない。

(立入検査等)

第13条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正化を期するため必要があるときは、補助事業者若しくは間接補助事業者に対して、報告させ、又は職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月28日より施行する。